

日本移民船始末記

A HISTORY OF JAPANESE EMIGRATION SHIPS ⑬

by Michio Yamada

第13回 蒼氓の船旅 ① 「神戸の移民収容所」



山田 迪生

(日本海事史学会理事)

「渡航案内」(1936年海外興業刊)に掲載された神戸移住教養所と、神戸を出航する大阪商船の「ぶゑのすあいえす丸」。

昔日の影を残す旧移民収容所ビル

神戸のトア・ロードを山側へ歩いていくと、上りつめた左手の高台に灰色がかった古いビルが立っている。ついこの間まで神戸市医師会の准看護婦学校として稼働していたこのビルは、昔日の「神戸移住センター」であり、その前身は国立の「移民収容所」であった。かつて、ブラジルの新天地に夢を託した多くの移民が、出国までの日々を過ごしたゆかりの建物である。

昨年の暮れ、筆者は大阪での会合ついでにこのビルを訪れた。今年3月で学校が移転し、空きビルになるとニュースを新聞で読んだからだ。長い歴史を刻んだ5階建てのビルは、かなり改装されてはいたが、随所に移住センター時代の面影をとどめていた。

ポルトガル語講習や映画会に使われた5階講堂、ボイラー室、廊下、洗濯場(戸外)は、昔のままであった。廊下の天井を走るむき出しのパイプは、一見して船の天井を連想させた。案内の職員によると、これは移民たちが少しでも船内の雰囲気に慣れるためにデザインされたものだという。

ビルの立つこの高台は、かつては墓地であった。1975年(昭和50年)の夏、敷地周辺を整備した際に、多くの白骨が出土したという。ビルの向かい側には、当時のなごりの墓石屋も建っていた。またビルの東隣は東亜ホテル(トア・ホテル)に続いていた。社会の勝者と敗者の宿泊施設が、奇しくも並んでいたわけだ。

国立の移民収容所が生田区山本通(当時)のこの地に完成したのは、1928年(昭和3年)2月3日。開業は同年3月である。鉄筋コンクリート5階建て。延面積1,080坪(3,570平方メートル)。工費は237,500円と記録されている。

石川達三の「蒼氓」では、この建物は“国立海外移民収容所”という名称で登場する。

「蒼氓」は、第1部「蒼氓」、第2部「南海航路」、第3部「声無き民」、の3部から成っている。この名作が1935年(昭和10年)に第1回の芥川賞に選ばれたことは前に述べたが、受賞したのは第1部の「蒼氓」で、この部分は1930年(昭和5年)春に移民収容所に集まってきた移民たちの8日間の姿を描いたものだ。

“1930年3月。神戸港は雨である。細々とけぶる春雨である。海は灰色に霞み、街も朝から夕暮れどきのよう

に暗い”。こういう書き出しで始まり，“らぶらた丸”が神戸を出航するシーンで終わっている。

石川はこれに続いて1939年（昭和14年）に，“らぶらた丸”での航海を克明に描写した「南海航路」、ブラジルに着いてから入植するまでの数日間を描いた「声無き民」を書き継ぎ、3部作として完成させたのである（3部作は現在、新潮文庫に収められている）。

ブラジル移民は1933年（昭和8年）と34年（同9年）がピーク期であり、施設は繁忙を極めた。名称も「神戸移住教養所」と立派になったが、同じ時期にブラジル政府が制定した外国人移民制限法により、1935年以降移民が激減。やがて、第2次大戦と戦後の空白期間に続く。

大戦中このビルは、「大東亜要員短期練成所」に早変わりし、戦後は神港病院に転用された。移民施設に復したのは、ブラジル移民が再開された1952年（昭和27年）のこと。同年10月、外務省はビルを改装し、「神戸移住あっせん所」として復活させた。ビルは1964年（昭和39年）に海外移住事業団に引き継がれ、「神戸移住センター」と名称が変わったが、1971年（昭和46年）5月末に閉所となるまで、空白期間をはさみ43年間にわたって稼働し、多くの蒼氓を送り出したのである。

閉所の翌年、ビルは神戸市医師会准看護婦学校と神戸市立高等看護学院諒訪山校舎の併設施設になった。次いで前者だけの単独施設として機能していたが、前述のように、それもこの3月でピリオドを打った。移民たちの思いが染み付いたこの建物は、近い将来取り壊されるであろう。

ビルの玄関前には今、「ブラジル移民発祥の地」と刻まれた記念碑が立っている。兵庫県、神戸市、国際協力事業団、日伯協会の4者が、1979年（昭和54年）に建立した石碑である。苦難の時代の記憶は誰しもが忘れないであろうが、移民船関連の史料が急速に失われつつある現在、移民史の貴重な生き証人であるこの建物を、なんとかして後世に残したいものである。

移民の国営宿泊施設としての機能

移民収容所ができるまで、神戸に集まってきた移民たちは海岸べりに並んでいた旅館に泊まって、出航までの何日間かをおくった。俗にいう「移民宿」である。収容所が計画された頃、神戸では10軒前後のこの種の旅館が営業していたという。その中には船会社の指定旅館があり、移民たちの多くはこれを利用したようだ。大正から昭和にかけての時期、宿代を含む滞在費として約15円を要した。

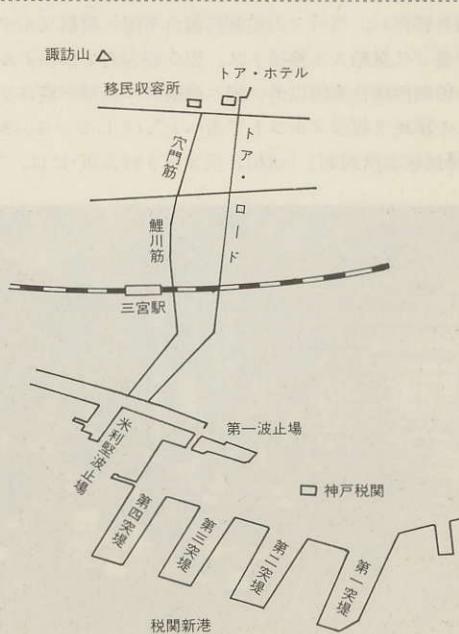
昭和に入ってブラジル移民が急増し、移民宿だけでは対応できなくなってしまったこと、さらには渡航費公費化の動き



トア・ロードを上りつめた左手に立つ神戸市医師会の准看護婦学校。かつての移民収容所である。

の中で、移民たちの乗船地滞在費を国費でみようということから、移民収容所が設けられたのである。国策としての移民奨励事業の一環だったわけだ。

収容所の設置について、「移民収容所官制」（昭和2年



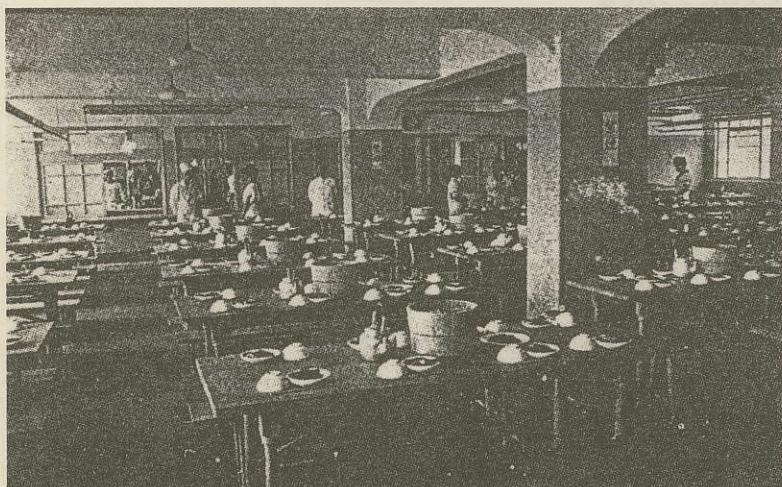
神戸港関連略図（昭和初年）



「ブラジル移民発祥の地」と刻まれた記念碑。1979年4月に兵庫県、神戸市、国際協力事業団、日伯協会の4者が建立した。

7月、勅令第229号)の第1条は、“移民収容所ハ内務大臣ノ管理ニ属シ、内務大臣ノ指定シタル海外移民ノ収容ニ關スル事務ヲ掌ル”(原文は旧字体で句読点はない。以下同じ)、と定めている。

そして、文中の“内務大臣ノ指定シタル海外移民”について、昭和3年1月4日付け「内務省告示第一号」は、“移民収容所官制第一条ニ依リ移民収容所ニ収容スヘキ海外移民ハ、当分ノ内伯刺西爾合衆国ニ渡航スルタメ神戸港ヨリ乗船スル移民トス。但シ収容力ニ余裕アルトキハ伯刺西爾合衆国以外ノ国ニ渡航スル為神戸港ヨリ乗船スル移民ヲ収容スルコトアルヘシ”，としている。さらに「移民収容所規則」(昭和3年3月9日公布)には、“入



開設当時の神戸移民収容所の食堂。

所ヲ許可シタル者ニ対シテハ入所期間中無料収容ヲ為モノトス”(第2条)とあり、宿泊費が無料であることを明示している。

堅苦しい条文を並べたが、ひとことで言えば、神戸から渡航するブラジル移民のために国立の無料宿泊施設を設置した、ということになるだろう。

この目的のため、収容所には移民船の三等コンパートメントのような収容室が50室設けられていた。各室の定員は12人。したがって、収容所の合計定員は600人ということになる。当時の商船と郵船の南米移民船の三等キャパシティに、ほぼ見合った人数である。

収容室は洋式。長テーブルと長椅子を置いた中央の通路を挟んで、12のベッドがびっしりと連なっていた。ただし二段ベッドではないので、なんとなく病院の大部屋を連想させるたたずまいであった。

食堂は1階にある。8人用の食卓が並んでいて、食卓の中央には、8人に1個の飯櫃(米飯)と茶瓶、そして香の物を盛った大皿が置かれた。これに副食1品(朝食の場合は味噌汁)が付くだけの貧しい食事であった。

収容所にはこのほか、浴室、洗面所、便所、洗濯場、倉庫などの設備があった。それぞれの造りは、収容室や食堂も含め、船の内装に似ていた。移民のほとんどは農民であり、先祖代々の生活様式を踏襲してきた者ばかりである。冒頭で天井パイプをむき出しにした理由に触れたが、こうした収容所の設備や生活方式をみると、これらが、間近に迫ったブラジルへの航海に移民たちが慣れよう配慮したものであることが分かる。

移民の保健衛生施設としての機能

移民収容所開設のもう一つの大きな目的は、渡航者の健康管理であった。つまり、保健衛生施設としての機能である。具体的には、移民たちの身体を診察して移住先に入国不可能な者をチェックするとともに、疾病予防と治療処置を行なった。収容所の業務について「移民収容所規則」は、“入所者ニ対シテハ移住ニ必要ナル疾病予防ノ処置ヲ行フ”(第13条)、と明記している。

このため収容所には病院と見紛うほどの施設が完備し、専任の医師が配置された。特に注目すべき点は、医師を所長したことである。「移民収容所官制」

の第2条に，“移民収容所ニ左ノ職員ヲ置ク”として、

所長

医官 専任一人 奏任

属 専任三人 判任

医官補 専任三人 判任

とあり，“所長ハ医官ヲ以テ之ニ充ツ”(第3条)，“医官及医官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ収容者ノ衛生及診療ニ從事ス”(第4条)，という条文が続いている。すなわち，所長には奏任(総理大臣が天皇に奏薦し任命する)の医官が就任したのである。他の医師は判任官(所属長が任命する下級官)であった。

1929年(昭和4年)3月末日現在，職員数は52人で，そのうち医師は医官2人(1人は所長)，医官補1人，看護婦は4人の体制になっている。組織は4係で構成され，所長のもとに，庶務係，会計係，医務係，教養係があった。国の事業所規模としては小さい。

施設としては，診察室，医務室，治療室，薬局，検便室，消毒室，医局が設けられていた。これに手術室でもあれば病院と大差ない。戦後このビルが，医療関係の施設に転用されたのは，こうしたハード面の性格と無縁ではなかろう。

このように保健衛生の面で万全の体制を敷いていたにもかかわらず，開設後最初の移民が乗船した“はわい丸”的船内でコレラが大発生し，17人(外務省史料)の犠牲者を出したことは，歴史の皮肉としか言いようがない。この事件については回を改めて紹介するが，コレラは東南アジアを航海中に持ち込まれたものであり，移民収容

第1表 開所1年間の移民収容所入所状況(1928年4月～1929年3月)

船名(船会社)	入所日	入所日数	入所者数 男 女 計	治療者数
1. はわい丸(商船)	3月10日	8	371 299 670	77
2. 神奈川丸(郵船)	3月26日	8	337 278 615	104
3. らぶらた丸(商船)	4月14日	8	446 375 821	89
4. 博多丸(郵船)	4月25日	8	291 260 551	43
5. さんとす丸(商船)	5月12日	8	450 370 820	75
6. 若狭丸(郵船)	5月25日	8	175 146 321	22
7. まにら丸(商船)	6月16日	10	302 253 555	78
8. 鎌倉丸(郵船)	6月27日	8	137 135 272	37
9. 備後丸(郵船)	7月18日	8	186 148 334	49
10. もんてびでお丸(商船)	7月28日	8	392 307 699	110
11. 河内丸(郵船)	8月22日	8	147 114 261	43
12. はわい丸(商船)	9月15日	8	274 253 527	88
13. 神奈川丸(郵船)	9月24日	8	163 130 293	54
14. らぶらた丸(商船)	10月13日	8	438 364 802	180
15. 博多丸(郵船)	10月26日	8	380 335 715	94
16. さんとす丸(商船)	11月10日	8	379 328 707	102
17. 若狭丸(郵船)	11月24日	8	177 140 317	56
18. まにら丸(商船)	12月15日	8	445 379 824	118
19. 鎌倉丸(郵船)	12月21日	8	150 123 273	44
20. 備後丸(郵船)	1月14日	8	312 297 609	88
21. もんてびでお丸(商船)	1月26日	8	452 411 863	145
22. 河内丸(郵船)	2月21日	5	21 17 38	8
23. はわい丸(商船)	3月3日	10	150 141 291	123
24. 神奈川丸(郵船)	3月20日	10	219 180 399	232
計			6,794 5,783 12,577	2,059

(注)「移民収容所概要」(1929年同所刊)により作成。

所側に落度があったわけではない。

予防注射と講話で明け暮れた毎日

さて，以上見てきた移民収容所の設置目的，そしてそれに見合った施設と体制の中で，移民たちはどのような収容所生活を送ったのだろうか。

別掲の第1表は開所1年間(昭和3年度，第1～24回)

第2表 移民収容所行事表(1929年，開所第24回の神奈川丸移民)

月日	午前の行事			午後の行事		
	7:30～8:00	9:00～	11:40～12:10	13:00～(初日のみ15:00～)	12:00～17:00	17:00～17:30
3月20日	朝食	身体検査／部屋割り	昼食	所長挨拶／入所心得	入浴	夕食
3月21日	同	渡航支度品について	同	腸チフス予防注射／領事提出書類署名	同	同
3月22日	同	ブラジル事情	同	ブラジル事情	入浴	同
3月23日	同	種痘／水上署旅券鑑定	同	荷物検査	同	同
3月24日	同	ブラジル事情	同	荷物締切	入浴	同
3月25日	同	腸チフス予防注射／ブラジル宗教講話	同	ボルトガル語講習	同	同
3月26日	同	ボルトガル語講習	同	渡航費計算	入浴	同
3月27日	同	コレラ予防注射／衛生講話	同	婦人講習	同	同
3月28日	同	衛生講話	同	家長会	入浴	同
3月29日	同	人員点呼／所長挨拶／出発	弁当	出航(14:00)	同	同

(注) 入浴は夏季は毎日。期間中に映画会や演芸会を開催する。2. この回は9泊10日だが，通常は本文にあるように7泊8日であった。3. 「移民収容所概要」(1929年同所刊)により作成。

の入所状況、第2表は期間中の行事の一例で、ともに開業当時の「移民収容所概要」(1929年同所刊)所載の表をもとに作成した。第1表にある入所者の男女別の数字は、この時期の男女別移民客のデータが残されていない現在、貴重な記録である。この概要は、明石在住の筆者の友人村井正氏から提供されたものだ。

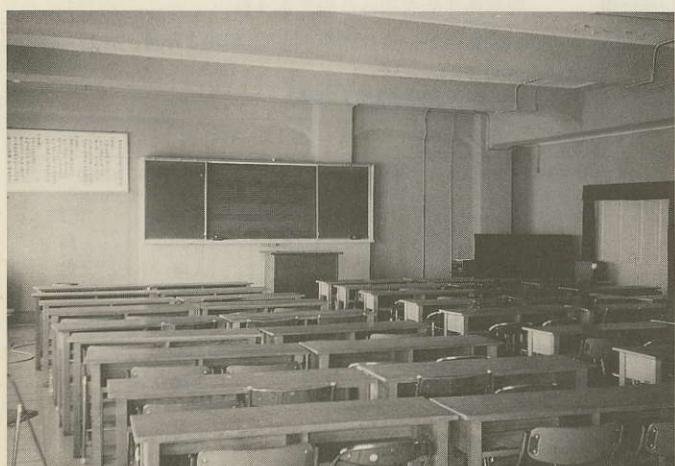
第1表によると、1回の入所者数は平均約520人、期間は7泊8日が標準になっている。行事の中身は第2表のとおりで、これは1929年3月29日神戸出航(開所第24回)の神奈川丸移民の日程表である。

これを見てまず気がつくのは、保健関係の行事が多いこと。身体検査、種痘、腸チフスおよびコレラの予防注射、と続いている。日程表にはないが、寄生虫検査(検便)も毎日実施された。コレラ予防注射の2回目は、船内で実施された。当時南米ではコレラが存在しなかったから、恐怖感が非常に強かった。

コレラとともにブラジル側が極度に警戒したのは、トラホームである。感染性のこの眼病に対し同国は、重症の場合、検疫段階で入国を拒否したので、収容所も移民船も予防と治療に神経をつかった。第1表を見ると、開所1年間の治療者数は2,059人であるが、そのうちの約40パーセントは眼科患者である。

開所翌年の2月にリオデジャネイロに入港した郵船の鎌倉丸(開所第19回)では、283人の移民のうち19人がトラホーム患者との診断を受け、同港検疫所に隔離された。次いでその翌月、600人の移民を乗せて到着した備後丸(同第20回)でも、56人が同様に隔離拘束された。そして結局、そのうちの重症患者15人(鎌倉丸13、備後丸2)は、家族21人とともに日本に送還されている。

このような事情から、収容所に入所出願した者の何人かは、トラホームのため初日の身体検査ではねられ、渡



准看護婦学校5階の講堂。移民施設当時から講堂として使用されており、内装はほとんど変わっていない。

航不許可になった。開所1年間の身体検査では、検査総数13,198人のうち86人が不合格とされたが、そのうちの80人は重症のトラホームである。向こうへ行ってから入国不許可になるよりは、出国段階で結論を出したほうが、移民には親切だったとも言えよう。

こうした保健衛生機能のほか、移民収容所には教育機能も持たされていた。のちにこの機能を強調し、「神戸移住教養所」と改称していることは、前に触れた。

前出の「移民収容所規則」は、「入所者ニシテハ移住地ノ言語、宗教、地理、風俗、習慣、農業事情等ニ関シ必要ナル知識ヲ授ケ、其ノ他移住ニ必要ナル教養ヲ行フ」(第16条)、と記している。

この目的のため、収容所には講堂と講師室があり、教育業務を分掌する教養係も設けられた。ただし、医師のような専門職は置かれていない。第2表を見ると、ブラジル事情、ブラジル宗教講話、衛生講話、ポルトガル語講習、婦人講習といった行事が並んでいる。

このほかに、渡航支度品、渡航費計算、渡航手続きなどの説明会もあり、収容所の事務職員が担当した。後年のブラジル移民最盛期には、渡航手続きの一部、支度金交付、両替なども、入所中に行なわれている。

こういった研修は、身体検査や予防注射と異なり、老若男女が等しく受けけるわけにはいかない。「移民収容所規則」にも、「講習ハ必要ニ応シ男女、年齢等ニ依リ適宜人員ヲ区分別シ之ヲ行フ」(第18条)、とある。教科書はむろん無償である。生をうけてこのかた、ずっと鍼と鋤を手に土と親しんできた農民たちにとって、講堂での毎日は、さぞかし勝手が違ったことであろう。

入所日程が終わりに近づくと、荷物検査と荷造りが行なわれた。すべての荷物を、①手荷物、②船内で使う荷物、③移住先で使う荷物、の3種類に分けてトランクや行李などに詰め、手荷物以外はとりあえず収容所に預ける。そして②と③には、名札のほかにそれぞれ青札と赤札とが付けられた。荷物の個数は、1人につき行李1個、重量は大人は12貫(1貫は3.75キロ)12歳未満は6貫、7歳未満は3貫が目安とされた。

入所まで揃わなかった品物は、収容所の門前に並んだ渡航支度品販売店で調達した。労働服、靴、鍋釜、食料品、石鹼といったたぐいで、たいへん繁盛したとのことだ。全盛期には6~7軒が軒をつらね、店によっては、身体検査などで不合格になった移民の下宿先や仕事の斡旋までしたという。なお、移住教養所の時代には、所内にも売店(供給部)が設けられていた。



移民行政の主務官庁について

移民収容所の所管官庁が当初、1927年（昭和2年）の「移民収容所官制」によって内務省とされたことは、前に触れた。ただし収容所は内務省に属していても、移民業務の主務官庁は、開所の時点では外務省通商局であった。一方、1930年春の話とする「蒼氓」の文中では、拓務省が担当官庁として描かれている。

昭和初年のこの短い期間に、関連の役所として、内務省、外務省、拓務省の3省が出てくるわけであり、繁雑なことこの上なく、官庁相互の移民へのかかわり方も分かりにくい。そこで以下、簡単に移民行政の主務官庁と関連官庁の歴史的な流れを追い、国の取り組み方を整理しておこう。

総括的に言えば、移民の主務官庁は、明治以後、一時期を除き一貫して外務省であった。

国の官制に外務省の名が登場したのは、1869年（明治2年）である。外務省は1880年（明治13年）に、その機構を5局とし、移民業務はそのうちの公信局通商課が扱った。さらにハワイ官約移民が開始された1885年（明治18年）の時点では、機構は6局に増えており、移民業務は通商局が分掌するところとなつていて。以来、昭和初年まで、通商局が移民行政の主務局として機能してきたのである。

次いで1891年（明治24年）には、「移民課」という、その名のとおりのセクションが官房に設置され、移民に関するすべての事項を処理することになった。この課は移民問題に関心の高かった、時の外相榎本武揚が創設したものであるが、榎本の外相辞任とともに廃止となり、1893年（明治26年）以降、移民業務は通商局第二課に移された。廃止に動いたのは当時の通商局長原敬で、官房移民課と通商局の業務が錯綜するというが、廃止の理由であった。

1896年（明治29年）には、日本移民史上画期的な「移民保護法」が公布された。この法律は立案当初は内務省の発言が強く、移民取扱人の営業許可などの許認可事項を外務・内務両省の共管とする線で進められたが、最終的に外務省の専管で落着した経緯がある。

「移民保護法」の制定時とともに、

移民行政の流れで大きな節目となったのは、国策としてのブラジル移民推進に踏み切った大正末年である。その背景には農村の疲弊と都市の不況が存していた。

手始めは、1921年（大正10年）に内務省に新設された社会局が打ち出した移民奨励政策である。外務省も同年、これに呼応して通商局内に移民課を置いたが、2年後に組織は旧に復し、移民課は通商局第三課に吸収されている。

次いで1929年に拓務省が設置され、移植民行政のうち指導奨励に関する業務が同省の所管となった。「拓務省官制」が公布されたのは同年6月であり、これに伴って外務・拓務の両次官が、事務分掌に関する覚書を交換した。移民収容所は1931年（昭和6年）に拓務省に移管され、翌年に「神戸移住教養所」と改称されている。

この移民行政システムは、大東亜省が発足する第2次大戦中の1942年（昭和17年）まで続いた。この年の11月に同省が設立されたことに伴い、すべての移民業務が再び通商局第三課の所管となつた。だが、移民そのものが戦争によって途絶していたから、実際には業務といつても紙上だけのものであった。唯一の移民は、満州など大陸へ向かうものであり、これについては大東亜省が処理したのである。



1階の廊下。天井を走るむき出しのパイプは一見して船の天井を連想させる。



建物の裏にある洗濯場。当時の収容所での生活を偲ばせる。

第3表 「蒼氓」における“らぶらた丸”的スティアリッジ出身県別部屋割りの一例(昭和初期)

E室(第5船倉)	D室(第4船倉)	B室(第2船倉)	A室(第1船倉)	AF室(第1船倉)
九州各县	滋賀県、兵庫県 岡山県、広島県	福島県、新潟県 長野県、石川県他	青森県、秋田県 岩手県他	北海道

第4表 若狭丸のスティアリッジ出身県別部屋割りの一例(昭和初期)

左舷第5船倉	左舷第4船倉	左舷第1船倉
上段：広島県、愛媛県、 徳島県、長崎県	上段：大阪府、三重県、 和歌山県	上段：福島県、新潟県、 群馬県
下段：長野県、島根県、 山口県、沖縄県	下段：兵庫県、岡山県、 高知県と長崎県の 一部	下段：秋田県、栃木県、 鹿児島県
右舷第5船倉	右舷第4船倉	右舷第1船倉
上段：高知県、大分県、 熊本県	上段：長野県、鳥取県、 熊本県の一部	上段：富山県、静岡県、 岐阜県、京都府
下段：香川県、福岡県、 佐賀県	下段：海外協会扱い移民	下段：北海道、石川県

(注) 1. 若狭丸のスティアリッジの仕様は二段客艤式である。2. 若狭丸の部屋割りは、「移民運送船之研究」(1930年外務省通商局刊)による。

以上見てきたように、戦前の移民行政は、大体において外務省を主務官庁とし、これを内務省が側面から支援するかたちで行なわれた。さらに、文部省と鉄道省もこれに呼応し、海外教育と国内運賃割引の関係でそれぞれ協力し、第2次大戦に至るのである。

収容所を出発、移民船に乗船する

さて、神戸の移民収容所における所定の日程を消化すると、いよいよ出帆である。

出航日の朝、日本での最後の食事を終えると、移民たちは講堂に集まった。船の蚕棚ベッドの番号札が渡される。同行する海外興業の監督と助監督、船の事務長が紹介され、挨拶をする。最後に収容所長が登壇して訓示を述べたのち、所長の音頭で万歳を三唱。これで移民収容所の行事はすべて終了である。

次いで移民たちは、適宜一群となって収容所を出発。坂道を下り、港へ向かった。持物は手荷物だけ。ほかの荷物はトラックでまとめて港へ運ばれた。

港へは、トア・ロードの西側を並行する穴門筋から、鯉川筋を経たという。ちなみに筆者は昨年、収容所を訪れた折にこの路も歩いてみた。還暦が近い筆者の足で、港まで40分の道のりであった。

南米移民船は税関新港から出航した。4本の突堤から成るこの新港は、1907年(明治40年)に起工され、16年の建設期間を費やしたのち、1922年(大正11年)に完成したのだ。したがって、明治このかた新港が稼働するまで、移民船は沖がかりであった。

当時の税関新港は、今の新港突堤の第一から第四突堤

までを指している。だが、呼称は東西反対であり、客船ターミナルのある現在の第四突堤は、当初は第一突堤と

称した。

出航直前の移民船の姿を、石川は「蒼氓」の中で、実に丹念に描写している。

第三突堤は風である。颪々と吹く浅春の風である。この冷たい海風の中に黄色いマストを立てて、マストからマストへ万国旗のはためく上に、大阪商船の「大」の字の旗と黄と緑のブラジル共和国旗と、もう一つ青い色の出帆旗とが真横に吹かれている。白い帶線を巻いた黒い船腹をがっしりと水の上に浮かべたこの大汽船の船首には、日字と英字とでこう書いてある。「ら・ぶらた丸」 La Plata Maru・・”(筆者注：同船の実名に中黒は入っていない)

ところが、「蒼氓」発表の4年前に刊行された取材手記「最近南米往来記」(1931年昭文閣書房刊)では、この部分は“第二突堤は風である。颪々として春浅き風が吹いている・・”となっている。突堤の名称が異なるのは、上の事情によるのであろう。

実際には、南米移民船はどの埠頭から出航したのであろうか。これについて筆者は未確認であるが、戦前の神戸港に詳しかった科学評論家の速水育三氏が生前語られたところによると、第一突堤(現在の呼称)には大陸への近海航路船が発着して、外国の大型客船は第四突堤(同)に接岸したという。速水氏の談話から推測すると、第一突堤を除く3本の埠頭を適宜使用したのであるまいか。

乗船した移民たちは、それぞれのスティアリッジに入つて、自分のベッドを探した。前述のように、ベッドの番号札は収容所で渡されていた。戦後の移民船では、移住あっせん所に入所中に班編成を行ない、乗船すると、班単位でベッドが割り当てられたようだ。

通常、船室の部屋割りは出身県別に行なわれた。適切な部屋割りは、長い航海で船内生活を混乱なく過ごすための第一条件であり、船側も相当に配慮したが、結局は県別の分割法がいちばん無難であった。第3、4表は、「蒼氓」における“らぶらた丸”的部屋割りと、同じ時期の若狭丸の実例である。

このほか、海外興業扱いでないもの、たとえば各地の海外協会が取り扱った移民たちは、人数が少ないために上の部屋割りとは別に、協会扱いの移民として一団を構成した。海外協会については改めて触れよう。